

答 申 書

令和8年5月29日

美里町情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

美里町長（以下「実施機関」という。）が令和8年1月13日付け美総第963号で行った令和7年5月26日付け通知文書における[]に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書及び[]について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料を不開示とする決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和7年12月15日、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、次の文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

- (1) 令和7年5月26日付け通知文書における[]に関する文書及び資料
- (2) []するための指針、規則、ガイドライン等
- (3) []について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料
- (4) []についての第三者委員会の構成員、議事録及び審議過程

2 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、次の文書（以下「本件文書」という。）を特定した。なお、上記1（4）に係る対象文書は存在しない。

- (1) 令和7年5月26日付け通知文書における[]に関する文書及び資料
 - ア 令和6年10月30日付け[]
 - イ []に対する回答について（令和6年11月8日付け通知文書）
 - ウ 令和6年11月13日付け文書
 - エ 令和6年11月13日付け文書に対する回答について（令和6年11月18日付け通知文書）
 - オ 令和6年11月18日付け文書
 - カ 令和6年11月18日付け文書に対する回答について（令和6年11月19日付け通知文書）
 - キ 令和6年12月13日付け文書
 - ク 令和7年1月17日付け文書
 - ケ 令和7年1月21日付け文書
 - コ 令和7年4月7日付け文書
 - サ 令和7年4月21日付け文書
 - シ []
 - ス []の申立書及び今後の同氏への対応について
 - セ []及び今後の同氏への対応について
 - ソ []に対する貴殿への対応について（令和7年5月26日付け通知文書）
- タ 業務報告書

チ 業務報告書

(2) [REDACTED]するための指針、規則、ガイドライン等

ア [REDACTED]

[REDACTED] (総務省自治行政局公務員部資料)

イ [REDACTED] (厚生労働省公表)

(3) [REDACTED]について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料

ア 顧問弁護士相談申込書

イ 顧問弁護士相談申請書

ウ 顧問弁護士相談報告書

- 3 実施機関は、令和8年1月13日、本件文書のうち上記1(1)のうち本人から提出された文書及び本人に送付された文書及び上記1(2)を開示とする保有個人情報の開示をする旨の決定を行い、同日付け美総第962号で審査請求人に通知した。また、実施機関は、本件文書のうちその余の文書を不開示とする保有個人情報の開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、同日付け美総第963号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和8年2月3日、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 5 実施機関は、令和8年4月23日付けで弁明書を作成し、同月24日、審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、令和8年5月7日、実施機関に対して反論書を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 情報公開制度は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて行われるもので、個人情報が存在する場合は個人情報の保護を優先する対応を行った上で公開が行われることとなるはずである。開示を求めている情報には個人情報は含まれておらず、「条例3条」に基づき開示措置が妥当である。
- (2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第1条に規定する同法の目的に鑑みると、「意思決定に支障が出る」とする条項の適用は難しい。
- (3) 開示をしない旨の決定をした理由を、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがある、としているが、この主張は行政としては発してはいけないものである。特に [REDACTED] [REDACTED] こととなると開示は必須である。
- (4) 開示請求を行った保有個人情報のうち、「[REDACTED]するための指針、規則、ガイドライン等」は開示されたが、「[REDACTED]に関する文書及び資料のうち等」は不開示とされた。どちらも「[REDACTED]」に関する文書であり、どこがどう違うのか明確にすべきである。一方が [REDACTED] 文書で開示するなら、すべて開示すべきである。

3 実施機関の弁明書に対する反論

内部の検討段階においては精査を要する情報や主観的な判断が入っているから開示できないとのことであるが、開示請求者はそれらを含めて丸ごと開示してほしいと言っているだけである。最終的な結論は通知内容を見ればわかるが、開示請求者は結論に至るまでの経緯を確認したいのである。情報公開は最終的な決定事項を見るだけが目的ではなく、町は公開制度の主旨を全く理解していない。このような[]弁明は制度の根幹にかかわる問題であり、到底容認できない。

4 審査会における陳述の内容

自治体行政において、公平性と透明性は重要であり、個人の権利を侵害することについては、その内容について説明するのが当たり前であって、それなくして自治体の公平性は保てないと思っている。自治体行政において公平性と透明性の確保は、住民の信頼を確保する上で不可欠な要素である。町の検討段階において、精査を要する情報が入ってるとか、主観的な判断が入ってるからとか、または萎縮したり率直な意見の交換や中立性が保てなくなるとか、そのことが、個人の権利が侵害されることより守らなければならない事柄なのか。どちらに重要性を置くのか、よく考えていただきたい。

個人の権利を侵害することについては、条例の規定が必要であり、議会の議決が必要ではないか。この議会の議決なしに町民の権利を剥奪するような対応をしていることを隠すために不開示にするということとはありえないことだと思う。[]

開示請求に対し、厚生労働省が作成した[]、総務省自治省行政局公務員部が作成した[]が開示された。これらを基に内容を精査して意思決定をしているのであれば、協議自体が本来不要なはずである。公開により、同事務事業または将来の同種の事業に係る意思形成に支障が起くという屁理屈を並べているが、行政行為において特定の個人や団体を有利にすることなく、一貫した基準に基づいて行われるものである

[]の決定について、[]
[]ことを理由としているが、[]
[]、これをもって不開示の理由にすること自体は許されない。

第4 実施機関の説明要旨

1 弁明書の趣旨

(1) 通知文書における[]に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書については、町の内部における検討又は協議に関する情報である。また、[]
[]についての通知であり、その内部の検討段階においては、担当者、関係者等の主観的な判断や検討段階で事実関係の精査を要する未定稿の情報が含まれていることから、当該主観的な判断が開示されることにより町民から干渉を受けることに委縮し、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、当該正確ではない記述が開示されることにより町民を無用に混乱させるおそれがある

以上のことから、法第78条第1項第6号に該当し、不開示としたものである。

以上のことから、法第78条第1項第6号に該当し、不開示としたものである。

次に、審査請求人が原処分において開示しない旨の決定を行った理由を「この主張は行政としては発してはいけないものである」と主張するが、当該理由は、法第78条第1項第6号の規定により不開示情報とされるものである。また、「[REDACTED]

さらに、審査請求人は、原処分的前提として開示請求を行った保有個人情報のうち、
 するための指針、規則、ガイドライン等は開示されたが、
 に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書等是不開示とされており、一方が
 文書で開示するなら、すべて開示すべきであると主張するが、法律第78条第1項の規定は、行政機関の長等に対し、各号に列記された情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し開示する義務を定めたものであり、
 するための指針、規則、ガイドライン等については、当該情報が法第78条第1項各号のいずれにも該当しないことから開示をし、
 に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書及び
 について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料については、法第78条第1項第6号に規定する不開示情報に該当することから不開示としたものである。

(5) 以上のことから、本件開示をしない旨の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきものである。

(1) 本件文書を開示することにより生じる支障の具体的な内容

本件不開示決定文書については、[redacted]意思決定に至るまでの内部検討段階の情報で、担当者や関係者の主観的な判断や、事実関係の精査を要する未定稿の

情報が含まれている。この主観的な段階の情報を開示することによって、[REDACTED]、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと判断した。また、事実関係の精査が不十分な情報や検討段階においてのみ出された一部の見解が開示されることにより、町民に無用の誤解をおそれがあると判断した。

以上のことから、法第78条第1項第6号に該当し、不開示としたものである。

(2)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

この認定に当たっては、顧問弁護士への相談や[REDACTED]との情報共有などを行ってきたが、最終的に本人に通知したもの以外は、いずれも不開示としたものである。

(3) その他本件行政文書及び本件決定に関する事項

この[REDACTED]については、[REDACTED]
[REDACTED]こととしたものであり、審査請求書や反論書で審査請求人が主張するような、[REDACTED]ではなく、また他の必要な行政サービスに制限を加えたものではない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書について

本件文書は、令和7年5月26日付け通知文書における[REDACTED]に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書及び[REDACTED]について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料であり、法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とされたものである。

2 本件不開示文書の法第78条第1項第6号該当性について

(1) 法第78条第1項第6号の解釈について

法78条第1項第6号の規定は、開示対象となる保有個人情報、地方公共団体の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とするものである。一般に町の意思決定が行われる場合にその決定に至るまでの過程においては、意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討など、様々な検討、協議が行われているが、同号の規定は、これら各段階において行われる検討、協議に関連して作成された又は取得された情報について、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの又は未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報など

を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものが不開示となるものと解される。また、検討、協議が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該検討、協議に関する情報が開示されると、住民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の検討、協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、同号に該当するものと解するのが相当である。

実施機関は、本件不開示文書が法第78条第1項第6号に規定する情報（以下「審議、検討等に関する情報」という。）に該当すると主張する一方、審査請求人は情報公開制度の主旨に鑑みた場合に、協議過程における文書も開示されるべきであり、また、個人の権利剥奪を法令の規定に基づかずに行ったことを隠すために不開示としたことは不当であると主張していることから、以下検討する。

（２）本件開示請求における根拠法の適用について

まず、審査請求人は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）を前提に「意思決定に支障が出るという条項の適用は難しい」と主張しているが、本件処分に係る開示請求は、情報公開法を根拠とするものではなく、情報公開法の目的規定や不開示条項をそのまま適用する余地はない。あくまで、法第78条第1項第6号の該当性を判断すべきものであり、本件文書が審議、検討等に関する情報に該当する場合は、不開示とすることが適当である。

（３）令和7年5月26日付け通知文書における[]に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書について

本件不開示文書のうち、令和7年5月26日付け通知文書における[]に関する文書及び資料のうち内部の検討段階の文書は、通知文書の決裁に至るまでの協議及び検討段階において、総務課で作成され、共有されたものであることが認められた。

当該文書は、町の意思決定が行われるまでの過程において、意思統一を図るための検討のために作成された文書であり、また、当該意思決定が[] []のものであることを考慮すると、当該意思決定の過程の文書を開示することにより本件文書の作成に携わる職員が不当に恨みを買うことも想定されるものである。このことから、当該文書は、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。また、当該文書に記録された情報には、精査が不十分なものが含まれており、開示することにより、精査が不十分な情報が事実として認識されるおそれがあることから、当該情報は、町民に無用な混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、当該文書は、審議、検討等に関する情報に該当する。

なお、本件文書が開示されることとなると、将来同様の意思決定を行う際に、検討、協議に関与した職員等の萎縮を招き、その結果意思決定に不当な影響を与えるおそれがある性質のものであることから、本件文書は、意思決定が行われた後についても不開示とすることが相当である。

（４）[]について顧問弁護士に相談した協議等の内容が分かる文書及び添付した資料本件不開示文書のうち、顧問弁護士相談申込書、顧問弁護士相談申請書及び顧問弁護士相談報告書については、[]の意思決定を行う上での過程において、美里町顧問弁護士相談実施要綱に基づき、顧問弁護士に相談する際に作成した文書であることが認めら

れた。

当該文書には、顧問弁護士相談前後における、意思形成に係る主観的な判断が含まれているもの及び検討段階で事実関係の精査を要する情報が含まれており、これらは開示することによって町民に無用な混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、当該文書は、審議、検討等に関する情報に該当する。

また、一般に顧問弁護士相談では、その相談時点では法令解釈が不十分である場合、事実認定における主観的な判断が含まれている場合及び検討段階で事実関係の精査を要する情報である場合が多く、顧問弁護士相談を経て法令解釈や事実認定の精度が向上していくものである。顧問弁護士相談の各過程におけるこれらの情報を開示することとなると、将来における顧問弁護士相談を行うにあたり、無用な町民の混乱を招くことが懸念され、相談する機会が阻害されるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件文書は、意思決定が行われた後についても不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、実施機関が、本件文書を法第78条第1項第6号の審議、検討等に関する情報に該当するとして不開示とした決定は妥当である。

第6 審査会の結果

年月日	審査の経過
令和8年4月24日	諮問を受けた。
令和8年4月27日 (令和8年度第1回審査会)	事案の審議を行った。
令和8年5月19日 (令和8年度第2回審査会)	審査請求人から口頭による意見陳述を受けた。 実施機関（総務課）から事情を聴取した。 事案の審議を行った。
令和8年5月27日 (令和8年度第3回審査会)	事案の審議を行った。